

京都市告示第129号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年 5月16日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
疏水放水路 右岸通	伏見区住吉町453番地の6地先から	旧	メートル 27.80	メートル 1.40 ~ 2.00
	同町453番地の1地先まで	新	27.80	4.01 ~ 5.10

(建設局土木管理部道路明示課)